

社会福祉法人東翔会

処遇改善加算の支給について

＜特別養護老人ホーム 西水元ナーシングホーム＞

令和6年6月より処遇改善加算が1本化されたため、以下のように配分します。

処遇改善加算 14% を I ~ III に分割

- I 給料日及びボーナス時（年2回）に配分する分として 8.5%
- II ボーナス時（年2回）に配分する分として 2.7%
- III 給料日に「介護業務従事者手当」として分配する分として 2.8%

【 I の配分ルール及び配分額 】

1 支給対象者 介護職員

2 給料日に配分及び配分ルール

- ①常勤職員 月 16,000 円～ 17,500 円支給
- ②非常勤職員 1 時間あたり 100 円～ 110 円支給

3 ボーナス時に配分及び配分ルール (下記①②の支給額は年間支給額)

1 年間の勤務時間数実績の案分比例により支給

①週 40 時間以上勤務職員の平均支給額(令和6年度実績)

- ・ 319,220 円～ 455,031 円
- ・ 平均 358,123 円

②週 40 時間未満勤務職員の支給額 (令和6年度実績)

- 週 12 時間勤務 111,338 円 から
- 週 38 時間勤務 339,293 円

4 その他、役職者、功労者、人事評価制度等、介護サービス向上に繋がる事由による給付

ボーナス時に合わせて、原則として年2回1万円から5万円程度支給

【IIの配分ルール及び配分額】

1 支給対象者 介護職員

2 ボーナス時（6月と12月）に配分

3 配分ルール

A・B 2つのグループに分けて配分

(1) A グループ

A：経験・技能のある介護職員

(定義)

○下記①～⑤の項目で、①は必ず該当すること。①を含め1つ以上該当する介護職員を「A経験・技能のある介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。

①社会福祉法人東翔会において、7年以上の介護福祉士の経験がある。

②係長、主任又、副主任など役職者である。

③アセッサー資格がある。

④レベル認定を受けている。

⑤認定特定行為業務従事者資格者（喀痰吸引・経管栄養）である。

○配分基準

・配分額（令和6年度実績） 年額 3,562,408円

・上記、①から⑤までの各項目の該当を1項目、2項目、3項目以上に区分し、配分額を1対2対3に配分する。

・1該当あたり 69,851円

Aグループ介護職員支給額（令和6年度実績）

122,465円（2項目）～367,395円（6項目）

(2) B グループ

B その他の介護職員

(定義する際のルール)

○次の2項目に該当する介護職員を「B その他の介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。

①「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員であること。
②支給対象基準は、6月末支給分については当該年度の支給基準日である6月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があること。また、12月末支給分については当該年度の支給基準日である12月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があることとする。

○配分ルールは次のとおりである。

①職種による加算

- ・介護福祉士 4 ポイント
- ・実務者研修・ヘルパー2級・初任者研修 3 ポイント
- ・生活介護職員 2 ポイント
- ・無資格者 1 ポイント

②勤務年数加算

- ・5年以上 3 ポイント
- ・3年以上～5年未満 2 ポイント
- ・1年以上～3年未満 1 ポイント

○配分基準

- ・配分額（令和6年度実績） 年額 1,781,204円
- ・1ポイントあたりの単価 9,326円
- ・配分額は、各職員のポイント持ち分に、1ポイントあたりの単価を乗じた額とする。

B グループ介護職員支給額（令和6年度実績）

65,656円(8ポイント)～114,898円(14ポイント)

【Ⅲの配分ルール及び配分額】

1 支給対象者

- ①介護職員、②介護支援専門員、③管理栄養士、④機能訓練指導員
- ⑤看護職員

2 給料日に配分

3 配分ルール

当該月に割り当てられる処遇改善加算金を、配分対象職員の総勤務時間数で除した 1 時間当たりの金額を算出する。この 1 時間当たりの金額を各職員の当該月の勤務時間数に乘じた額を手当とし配分する。

ただし、支給対象者①介護職員以外の②介護支援専門員、③管理栄養士、④機能訓練指導員、⑤看護職員の 1 時間当たりの金額は、①介護職員の 2 分の 1 とする。

①介護職員支給額（令和 6 年度実績）

月額 4, 682 円 ~ 15, 451 円

②～⑤の職員支給額（令和 6 年度実績）

月額 2, 287 円 ~ 7, 641 円